

I 政策評価制度の概要

1 政策評価制度の仕組み等

(1) 政策評価制度の導入

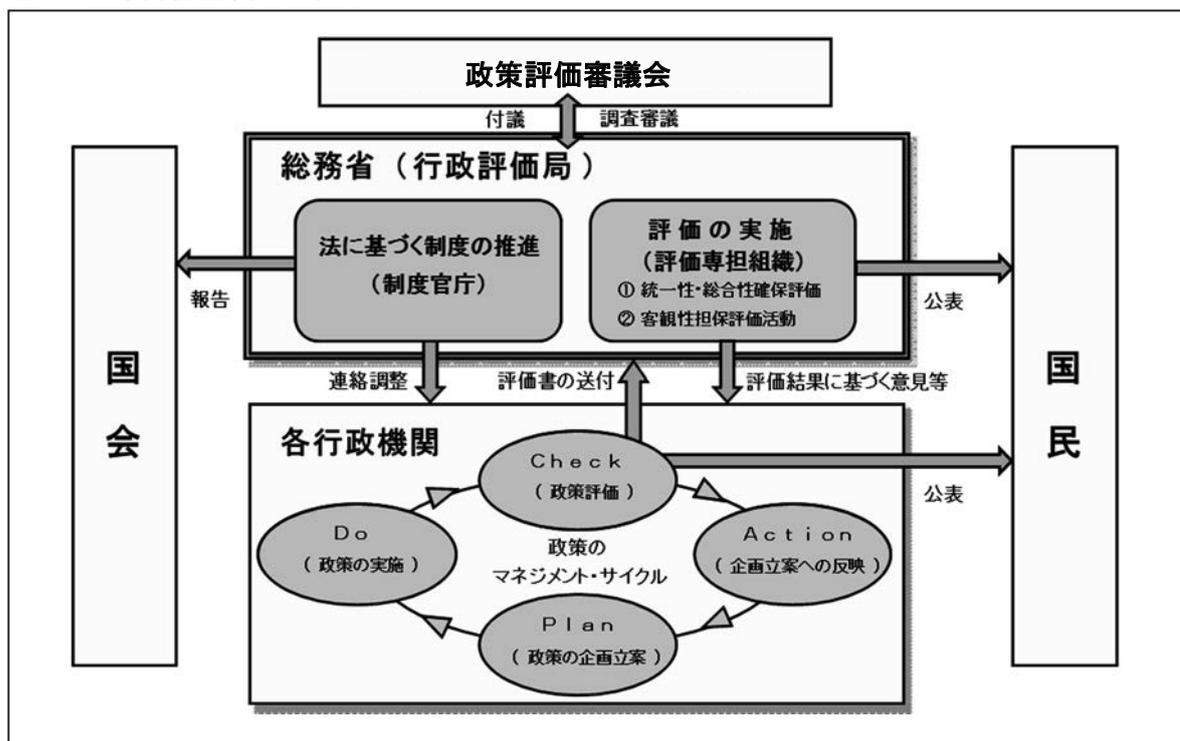
政策評価制度は、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として、中央省庁等改革の柱の一つとして、平成13年1月、全政府的に導入された。同年6月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）が制定され、14年4月から施行されている。法施行以降、随時制度の見直しを行いながら、政府全体としての取組が進められている。

【後記 I 図4（8ページ以下）参照】

(2) 政策評価制度の仕組み

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本である。また、政策を所掌する各行政機関とは異なる評価専担組織としての総務省は、各行政機関が担うことができない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を実施することとされている。

図1 政策評価制度の仕組み



ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないこととされている。

(7) 基本計画及び実施計画の策定

行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、計画期間や計画期間内における事後評価の対象政策など当該行政機関における政策評価に関する基本的事項を定めた政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこととされている。また、事後評価については、その具体的な方法等を定めた事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を1年ごとに定めなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1- (1) -ア (19 ページ以下) 参照】

(イ) 事前評価の実施

行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、i) 研究開発、ii) 公共事業、iii) 政府開発援助、iv) 規制及びv) 租税特別措置等に係る政策については、事前評価を実施することが義務付けられている。

【後記Ⅲ-1- (1) -イ-ア (19 ページ以下) 参照】

(ウ) 事後評価の実施

行政機関は、上記(ア)で策定した基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならないとされており、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものである。

【後記Ⅲ-1- (1) -イ-イ (19 ページ以下) 参照】

(エ) 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価の結果等を記載した評価書を作成し、総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないこととされている。

(オ) 政策評価の結果の政策への反映状況の公表

行政機関の長は、評価書の公表のほか、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1- (3) (26 ページ以下) 参照】

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省は、評価専担組織として、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成できない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、以下のような評価活動を実施しており、総務大臣は、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置を採るべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公

表することとされている。

なお、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画を定めなければならないこととされており、当該計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ-2- (1) (49 ページ以下) 参照】

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

2 以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認められるもの、又は2以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認められるものについては、総務省が統一性又は総合性を確保するための評価を行うこととされている。

【後記Ⅲ-2- (2) -ア (50 ページ以下) 参照】

(イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において、当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において、当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときには、総務省が当該行政機関の政策について政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施することとされている。

【後記Ⅲ-2- (2) -イ (53 ページ以下) 参照】

ウ 政策評価の実施状況等の国会への報告

政府は、毎年、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

エ 政策評価審議会

政策評価に関する基本的事項、各行政機関の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項等について調査審議し、総務大臣に意見を述べるため、また、法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理するため、総務省に政策評価審議会が設置されている。

(3) 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関が行う政策評価は、平成14年度の法施行から30年度までの17年間で延べ8万1,588件実施されている。

平成 14 年度以降 4 年間は毎年度 1 万件前後で推移したが、17 年 12 月の「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の改定等を踏まえ、各行政機関において評価対象の重点化・効率化を進めたことなどから、18 年度及び 19 年度は約 4,000 件となった。

平成 20 年度は約 7,000 件と大幅に増加しているが、これは、国土交通省が公共事業について自主的に行っている再評価（事業採択後一定期間（事業の種類によって 5 年又は 10 年）以上が経過しているものについての評価）の実施時期が到来したものが多かったことが主な要因である。

平成 21 年度以降は、国土交通省における上記再評価の実施時期が到来したものが少なかったこと等から、約 2,100～2,900 件程度で推移しており、30 年度は 2,670 件となっている。

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、法が施行された平成 14 年度以降 30 年度までに、28 テーマについて政策の見直しや改善を図るため、関係行政機関の長への意見通知又は勧告を行っている。

(イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、平成 16 年度から、従来の評価の実施形式の点検（要件審査）に加え、内容に係る点検（内容点検）に着手し、31 年 4 月までに計 2,004 件の政策評価について関係行政機関に対し課題等を指摘している（22 年度からは、要件審査及び内容点検は区分せず「点検」として取組状況を整理）。

表 1 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

| 年度 | 各行政機関における評価実施件数 (単位：件) | 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価 | |
|-------|---------------------------|--|--|
| | | 統一性又は総合性を確保するための評価で勧告等を行ったもの（単位：件） （（ ）内は評価実施テーマ数で、複数年度にまたがる評価があり、翌年度以降に勧告したものを含む。） | 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 （（ ）内は課題等を指摘した件数） |
| 平成 14 | 10,930 | 2 (9) | 要件審査結果公表 |
| 15 | 11,177 | 4 (7) | 要件審査結果公表 |
| 16 | 9,428 | 5 (5) | 要件審査結果公表 内容点検結果公表 (11 件) |
| 17 | 9,796 | 1 (7) | 要件審査結果公表 内容点検結果公表 (23 件) |
| 18 | 3,940 | 1 (6) | 要件審査結果公表 内容点検結果公表 (25 件) |
| 19 | 3,709 | 2 (6) | 要件審査結果公表 内容点検結果公表 (47 件) |

| | | | |
|-----|--------|-------|--|
| 20 | 7,088 | 2 (5) | 要件審査結果公表 内容点検結果公表 (50件) |
| 21 | 2,645 | 2 (4) | 要件審査結果公表 内容点検結果公表 (39件) |
| 22 | 2,922 | 1 (3) | 点検結果公表 (租特：219件、規制：82件) |
| 23 | 2,748 | 1 (3) | 点検結果公表 (租特：165件、規制：85件、公共(22 年度点検分)：52件、公共(23年度点 検分)：11件) |
| 24 | 2,631 | 1 (3) | 点検結果公表 (租特：163件、規制：35件、公共： 13件) |
| 25 | 2,559 | 1 (3) | 点検結果公表 (租特：221件、規制：54件、公共： 11件) |
| 26 | 2,432 | 1 (2) | 点検結果公表 (租特：133件、規制：66件、公共(25 年度点検分)：3件、公共(26年度点 検分)：18件) |
| 27 | 2,657 | 1 (2) | 点検結果公表 (租特：93件、規制：54件、公共： 8件) |
| 28 | 2,130 | 0 (3) | 点検結果公表 (租特：71件、公共：8件) |
| 29 | 2,126 | 1 (6) | 点検結果公表 (租特：40件、公共：3件) |
| 30 | 2,670 | 2 (5) | 点検結果公表 (租特：59件、規制：112件) |
| 令和元 | - | 0 (3) | 点検結果公表 (公共：30件) |
| 計 | 81,588 | 28 | (計 2,004件) |

(注) 1 本表の取組状況は、当該年度の本報告書に基づき、作成した。

2 統一性又は総合性を確保するための評価についての個別のテーマ名は、図4(8ページ以下)参照

3 「租特」とは、租税特別措置等に係る政策評価の点検、「規制」とは、規制に係る政策評価の点検、「公共」とは、公共事業に係る政策評価の点検である。

4 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動について、課題等を指摘した件数には、補足説明の結果、課題等が解消した評価を含む。

5 令和元年度は、平成31年4月末日現在の数である。

3 政策評価の方式等

(1) 評価の三方式

各行政機関は、政策の特性等に応じて、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらを組み合わせた適切な方式を用いて、政策評価を行っている。

図3 政策評価の代表的な評価方式

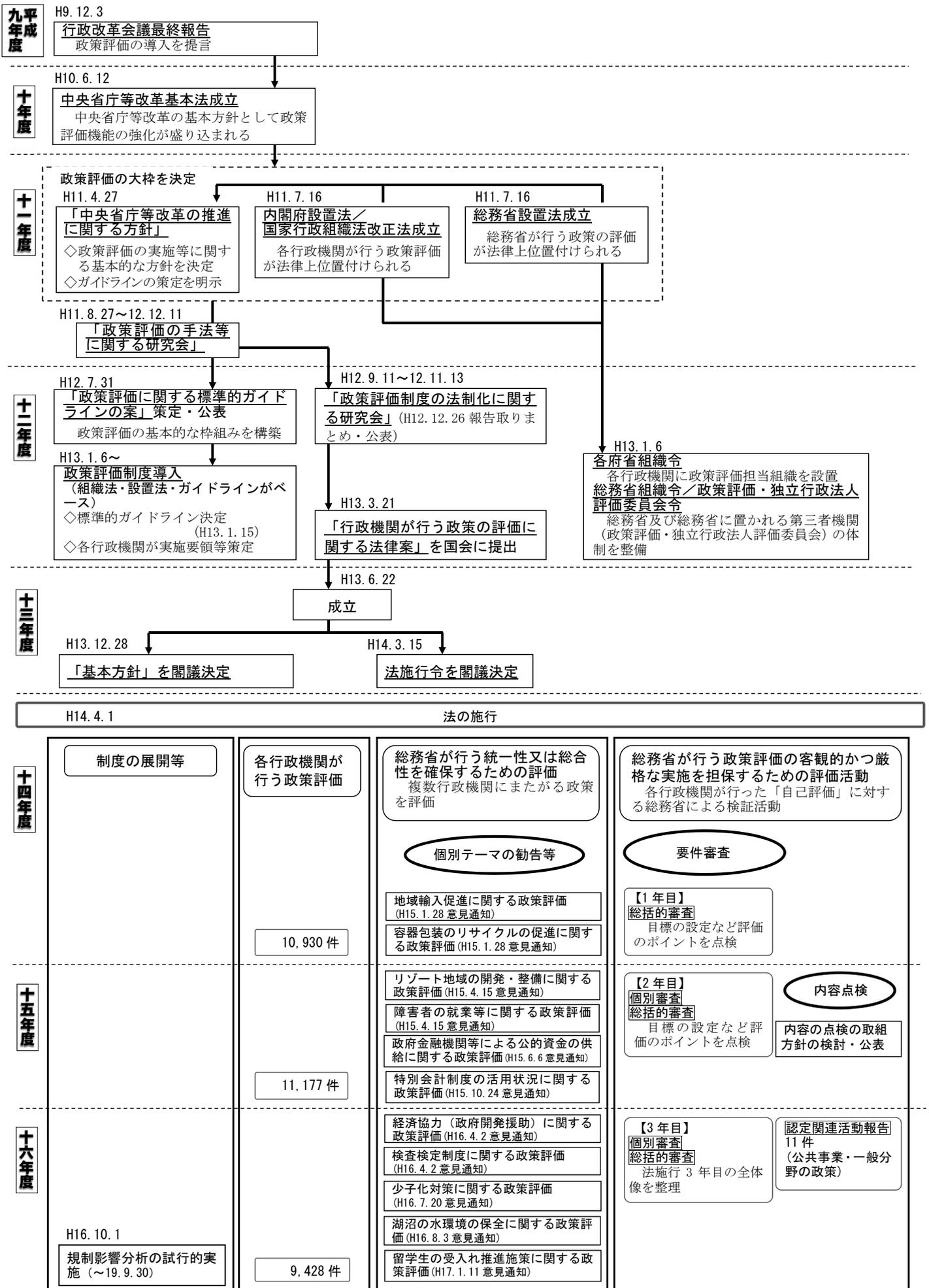
| | 対 象 | 時 点 | 目的・狙い | 方 法 |
|----------------|---------------------------------|---|---------------------------------------|--|
| 事業 評価 方式 | 個々の事務 事業が中心、 施策も対象 となる | 事前 必要に応じ事 後検証 | 事業等の採否、選 択等に資する見 地 | あらかじめ期 待される政策 効果やそれら に要する費用 等を推計・測定 |
| 実績 評価 方式 | 各行政機関の 主要な政策等 | 事後 定期的・継続 的に実績測 定、目標期間 終了時に達成 度を評価 | 政策等の不断の 見直しや改善に 資する見地 | あらかじめ政 策効果に注目 した達成すべ き目標を設定 し、目標の達成 度合いについ て評価 |
| 総合 評価 方式 | 特定のテーマ (狭義の政 策・施策) | 事後 一定期間経過 後が中心 | 問題点を把握し、 その原因を分析 するなど総合的 に評価 | 政策効果の発 現状況を様々 な角度から掘 り下げて分析 するなど総合 的に評価 |

(2) 目標管理型の政策評価

目標管理型の政策評価は、いわゆる「施策」レベルの政策を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価するものであり、評価方式としては、実績評価方式を用いている。

【後記Ⅲ-1- (2) -イ (24 ページ以下) 参照】

図4 政策評価制度に関する主な経緯



| 法施行後 3 年経過 | | | |
|------------|--|------------------------------------|--|
| 十七年度 | <p>制度の展開等</p> <p>H17. 12. 16</p> <p>◇基本方針の改定 (閣議決定)</p> <p>◇政策評価の実施に関するガイドライン策定</p> | <p>各行政機関が行う政策評価</p> <p>9,796 件</p> | <p>総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価</p> <p>大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価 (H18. 3. 31 意見通知)</p> <p>総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動</p> <p>【4 年目】 個別審査 モデル事業評価審査 総括的審査 初めて府省別に整理・分析し、課題を提示</p> <p>認定関連活動報告 23 件 (公共事業・一般分野の政策)</p> |
| 十八年度 | <p>H19. 3. 30</p> <p>◇法施行令の一部改正 ◇基本方針の一部変更 →事前評価の義務付け対象に規制を追加</p> | <p>3,940 件</p> | <p>【5 年目】 個別審査 モデル事業評価審査 総括的審査 府省ごとの課題の改善状況を確認</p> <p>認定関連活動報告 25 件 (公共事業・一般分野の政策)</p> |
| 十九年度 | <p>H19. 8. 24</p> <p>◇行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則の制定 ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の策定</p> <p>H19. 10. 1 規制の事前評価の義務付け開始</p> <p>H19. 11. 12 平成 19 年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表</p> | <p>3,709 件</p> | <p>【6 年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 総括的審査 規制の事前評価について新たに点検</p> <p>認定関連活動報告 47 件 (公共事業・一般分野の政策)</p> |
| 二十年度 | <p>H20. 11. 26</p> <p>◇平成 19 年度政策評価の重要対象分野の評価結果等について公表 ◇平成 20 年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表</p> | <p>7,088 件</p> | <p>【7 年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 総括的審査 点検項目の重点化</p> <p>認定関連活動報告 5 件 (公共事業：平成 19 年度継続) 45 件 (公共事業・一般分野の政策)</p> |
| 二十一年度 | <p>H21. 12. 16 平成 20 年度重要政策の評価の結果等について公表</p> <p>H22. 1. 12 行政評価機能の抜本的強化ビジョン</p> | <p>2,645 件</p> | <p>【8 年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 規制の事前評価の審査 総括的審査 規制の事前評価について個別に点検</p> <p>認定関連活動報告 4 件 (公共事業：平成 20 年度継続) 35 件 (公共事業・一般分野の政策)</p> |
| 二十二年度 | <p>H22. 5. 25 ◇基本方針の一部変更</p> <p>H22. 5. 28</p> <p>◇法施行令の一部改正 ◇「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の策定 ◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の策定</p> <p>租税特別措置等の政策評価の義務付け開始</p> | <p>2,922 件</p> | <p style="text-align: center;">点 検</p> <p>※要件審査と内容点検は区分せず「点検」として整理</p> <p>【9 年目】 成果重視事業評価審査 租税特別措置等評価の点検 219 件 規制の事前評価の点検 82 件</p> <p>・租税特別措置等評価について初めて点検 ・公共事業に係る政策評価の平成 22 年度点検分について、23 年 3 月に東日本大震災が発生したことを受け、翌年度まで継続して点検</p> <p>バイオマスの利活用に関する政策評価 (H23. 2. 15 勧告)</p> |

| | | | | |
|-------|---|-----------------------------------|--|--|
| 二十三年度 | <p>制度の展開等</p> <p>H24. 3. 27</p> <p>◇「政策評価の実施に関するガイドライン」の改正</p> <p>◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の策定</p> | <p>各行政機関が行う政策評価</p> <p>2,748件</p> | <p>総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価</p> <p>児童虐待の防止等に関する政策評価 (H24. 1. 20 勧告)</p> | <p>総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動</p> <p>【10年目】</p> <p>租税特別措置等評価の点検 165件 規制の事前評価の点検 85件 公共事業に係る政策評価の点検 (22年度点検分) 52件 公共事業に係る政策評価の点検 (23年度点検分) 11件</p> |
| 二十四年度 | <p>H24. 4～</p> <p>◇事前分析表及び評価書の標準様式の導入</p> | <p>2,631件</p> | <p>法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価 (H24. 4. 20 勧告)</p> | <p>【11年目】</p> <p>租税特別措置等評価の点検 163件 規制の事前評価の点検 35件 公共事業に係る政策評価の点検 13件</p> |
| 二十五年 | <p>H25. 4. 26</p> <p>◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の改正</p> <p>H25. 8. 5</p> <p>◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の改正</p> <p>H25. 12. 20</p> <p>◇「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」の策定</p> | <p>2,559件</p> | <p>ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価 (H25. 6. 25 勧告)</p> | <p>【12年目】</p> <p>租税特別措置等評価の点検 221件 規制の事前評価の点検 54件 公共事業に係る政策評価の点検 11件</p> |
| 二十六年 | <p>H26. 4～</p> <p>◇「目標管理型の政策評価」の標準化・重点化の導入</p> | <p>2,432件</p> | <p>消費者取引に関する政策評価 (H26. 4. 18 勧告)</p> | <p>【13年目】</p> <p>租税特別措置等評価の点検 133件 規制の事前評価の点検 66件 公共事業に係る政策評価の点検 (25年度点検分) 3件 公共事業に係る政策評価の点検 (26年度点検分) 18件</p> |
| 二十七年 | <p>H27. 4. 1</p> <p>◇「政策評価審議会」の発足 → 政策評価・独立行政法人評価委員会を改組</p> | <p>2,657件</p> | <p>食育の推進に関する政策評価 (H27. 10. 23 意見通知)</p> | <p>【14年目】</p> <p>租税特別措置等評価の点検 93件 規制の事前評価の点検 54件 公共事業に係る政策評価の点検 8件</p> |
| 二十八年 | <p>H29. 7. 28</p> <p>◇基本方針の一部変更 ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の一部改正</p> | <p>2,130件</p> | <p>グローバル人材育成の推進に関する政策評価 (H29. 7. 14 勧告)</p> | <p>【15年目】</p> <p>租税特別措置等評価の点検 71件 公共事業に係る政策評価の点検 8件</p> |
| 二十九年 | <p>◇基本方針の一部変更 ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の一部改正</p> | <p>2,126件</p> | <p>グローバル人材育成の推進に関する政策評価 (H29. 7. 14 勧告)</p> | <p>【16年目】</p> <p>租税特別措置等評価の点検 40件 公共事業に係る政策評価の点検 7件</p> |

三
十
年
度

令
和
元
年
度

| | | | |
|--|--------|--|--|
| | | <p>クールジャパンの推進に関する政策評価 (H30.5.18 勧告)</p> | <p>【17年目】 租税特別措置等評価の点検 59件 規制に係る政策評価の点検 112件</p> |
| | 2,670件 | <p>農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価 (H31.3.29 勧告)</p> | <p>【18年目】 公共事業に係る政策評価の点検 30件</p> |

(注) 上記の件数は点検の過程において、課題等を指摘した件数(補足説明の結果課題等が解消した評価を含む。)である。